

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和3年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市手数料条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止するものです。	令和3年 9月議会 議案 第74号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の廃止に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	市民課 089-948- 6335
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	内閣府令の改正に伴い、事業者の諸記録の作成、保存等について電磁的記録による対応等を可能とするとともに、所要の規定の整備を図るものです。	令和3年 9月議会 議案 第75号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 事業者の諸記録の作成、保存等について電磁的記録による対応等を可能とするものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	公衆浴場の男女の混浴の制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げるものです。	令和3年 9月議会 議案 第76号	パブリック コメント	R3.7.6 ～ R3.8.4	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんに意見を聴きました。	生活衛生課 089-911- 1806
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	道路構造令の改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設を加えるとともに、歩行者利便増進道路の構造に関する基準を定めるものです。	令和3年 9月議会 議案 第77号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	道路河川 管理課 089-948- 6469
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見を

どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。